3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年九月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年十月十六日農林水産省告示第千二百七十七号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市・川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年九月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年十二月十二日農林水産省告示第二千号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年九月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月十一日農林水産省告示第二千三十号（二に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千五十六号（二に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千五十七号、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千六十三号、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千六十八号、昭和五十七年十二月二日農林水産省告示第千九百四十六号、昭和五十七年十二月二日農林水産省告示第千九百四十五号（二に係るものに限る。）、昭和五十七年十二月三日農林水産省告示第千九百六十四号、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百三十七号、昭和五十七年十二月二日農林水産省告示第千九百四十五号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月三日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月二十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
410306	岡野　光春
410308	柏木　利典
410310	遠藤　幸夫
410307	井對　孝徳
410309	平野　純一
410311	杉浦　直樹
410312	浅野　怜
410313	三井　幸喜
410314	越川佳代子
410315	上遠野勇樹
410316	澁谷　公男
410317	竹内　真司
410318	野口　徹也
410319	白井　康裕
410320	成田　大介
410321	山崎　紀子
410322	新井　慎児
410323	澁江　隆介
410324	高橋　親介
410325	巽　龍太
410326	森　将章
410327	上野　由博
410328	小金井裕文
410329	秋山　雅孝
410330	大庭　康徳
410331	笠坊　美紀
410332	佐野　吉弘
410333	松山　文麓
410334	金川　伸之
410335	飛田　章宏
410336	市川　祥行
410337	伊藤　浩介
410338	山田　佳明
410339	齊藤　智之
410340	鈴木　良治
410341	伊藤　浩平
410342	紺野　昌吉
410343	中川　勉
410344	本田　祐一
410345	枡田　弥久
410346	浅野　公一
410347	大西　宏平
410348	竹村　秀規
410349	福間　英樹
410350	松原　高幸
410351	高橋　宏
410352	和中　伸樹
410353	大古田真二
410354	岸本　善之
410355	蓮　奈緒子
410356	酒井　淳一
410357	佐藤　友泰
410358	中野　武
410359	蛭間　直道
410360	山岸　高信
410361	山里　幹
410362	大沼　航
410363	高田　哲大
410364	小山　恒一
410365	常深　智
410366	小野　欣一
410367	籔田　聡
410368	服部　多希
410369	徳田　荘二
410370	北浦　順
410371	佐藤　英介
410372	吉川　亨
410373	高橋　真輔
410374	井上　恵輔
410375	南部　育志
410376	小澤　隆弘
410377	古江　正俊
410378	近藤　里美
410379	小口　正浩
410380	中澤　俊彦
410381	安原　和正
410382	村田　和彦
410383	小川　健
410384	中村　隆行
410385	野坂　研
410386	小村　知史
410387	川口　裕介
410388	下岡　晴彦
410389	中原　洋平
410390	澤田陽一郎
410391	影山　大祐
410392	山下　秀行
410393	山崎　修
410394	山本　洋史
410395	三原　日好
410396	遠藤　幸夫